

(別紙)

令和6年度水産業復興加速化総合対策事業（地域復興促進業務）
委託仕様書

1 目的

本県水産業は、海面においては令和3年4月から本格操業への移行期間に入り、内水面においては会津地方の魚介類に対する出荷制限指示がすべて解除されるなど、復興に向け重要な局面にある。

一方で、県内における水産業の復興状況は、地域によって大きく異なり、復興促進に向けては、地域ごとの現状と課題をしっかりと把握し、有効な取組を関係者一丸となって進めていく必要がある。

そこで、県は、本事業により水産業復興に向けた地域の課題を把握し、この解決に向け、市町村や漁協等が連携した取組を実現することで、水産業復興を促進する。

2 業務の内容

- (1) 水産業復興に関する各地域の現状と課題及びその解決に向けたPRイベント等の開催又は出展の要望について、海面の「水産業に関わりが深い地域」（以下、「水産業地域」）では相双、いわきの2地区、内水面の水産業地域では会津、中通り、浜通りの3地区を対象に、各1団体以上の市町村、漁協等から情報収集を行う。
- (2) 2の(1)の情報収集結果を踏まえ、各水産業地域に係る水産業関係団体等と十分協議の上、取組の企画を立案する。
- (3) 2の(2)で立案した企画に基づく取組を、水産業関係団体等と連携し、海面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては2回以上、内水面の水産業地域からの要望を踏まえたものについては3回以上実施する。
- (4) 2の(3)の取組の実施に際して、アンケート調査等を実施し、参加者の評価を確認するとともに、水産業地域の課題解決に向け、どのような効果があったかを定量的な数値を示して検証すること。
- (5) 当業務を行うにあたり必要な計画立案、各団体等との調整、準備、管理運営等全般を行うこと。

3 成果品

- (1) 実施報告書及び収支報告書

なお、各々の様式は、甲乙が協議の上、定めることとする。